

令和4年度

宇佐市農業委員会  
第8回(11月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第8回定例総会会議録

令和4年12月5日(月)午前9時30分より宇佐市役所本庁23会議室において  
会長が第8回(11月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員
10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	12番 河野 一雄 委員
13番 永岡 卓巳 委員	14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員
17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員	19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第47号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第48号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第49号	非農地証明願について
	議案	第50号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第51号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	報告	第21号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第22号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第23号	耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第8回11月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

議長 【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、10番 川谷 正一 委員、11番 佐藤 俊徳 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部 主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第46号3条許可申請は14件で、地区毎の内訳は、長洲地区2件、4筆、7,171㎡、宇佐地区2件、3筆、3,203㎡、駅川地区1件、1筆、377㎡、四日市地区6件、16筆、8,392㎡、安心院地区2件、4筆、3,704㎡、院内地区1件、1筆、1,000㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が

農地を取得するものです。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が管理困難なため、譲受人が現在耕作している隣接農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲受人が運営するデイサービス利用者等の機能回復訓練に利用するため農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年11月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年12月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最

適化推進委員13名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年11月29日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区2件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第47号4条許可申請は1件で、  
地区毎の内訳は、四日市地区1件、4筆、2,150㎡となっています。

す。

10ページをお開きください。

議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
11ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

駐車場用地としての転用で、従業員駐車場を整備する計画ですが、すでに、平成30年頃から駐車場を整備して利用しています。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案47号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第48号 5条許可申請は6件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、433㎡、駅川地区4件、15筆、5,550㎡、安心院地区1件、1筆、490㎡となっています。

12ページをお開きください。

議案48号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

30年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、アパート用地2区画分を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】



売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、太陽光発電施設を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、太陽光発電施設を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

贈与による所有権移転です。

進入路用地としての転用で、申請者が所有する農地への進入路を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

1年間の賃貸借権の設定です。

事務所への一時転用で、仮設事務所を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区4件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

議 長 申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第49号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第49号非農地証明願は、5件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、17㎡、駅川地区3件、10筆、4,337㎡、四日市地区1件、5筆、586㎡となっています。

17ページをお開きください。

議案第49号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

18ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和30年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

19ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成13年3月29日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和41年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 　はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第49号「非農地証明願について」  
宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第49号「非農地証明願について」  
駅川地区3件、四日市地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。  
次に、議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。  
それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　22ページをお開きください。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より  
別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があっ  
たので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
23ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、24ページ以降のようになっております。  
続きまして、32ページをお開きください。農地中間管理事業  
による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、33ページ以降のようになっております。  
続きまして、42ページをお開きください。農地売買等支援事  
業による所有権移転です。

【所有権移転は集計表 朗読】

詳細につきましては、44ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の  
設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作す  
ること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並  
びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果  
についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」  
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画  
の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認で  
きました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異  
議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格について  
も、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法  
の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。”

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第51号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

48ページをお開きください。

議案第51号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
49ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、50ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第51号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長

駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第51号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第51号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第51号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり承認しました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第21号及び23号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。

57ページをお開き下さい。

報告第21号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は58ページからの16件がございました。

地区別の内訳は、宇佐地区3件、6筆、7,135㎡、駅川地区1件、8筆、10,870㎡、四日市地区8件、39筆、46,676㎡、安心院地区2件、9筆、11,546㎡、院内地区2件、28筆、12,639㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

68ページをお開き下さい。

報告第22号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」



農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は69ページからの24件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区4件、8筆、8,796㎡、宇佐地区8件、22筆、20,676㎡、駅川地区6件、18筆、16,411㎡、四日市地区3件、8筆、12,210㎡、安心院地区2件、2筆、4,416㎡、院内地区1件、4筆、5,628㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

80ページをお開き下さい。

報告第23号「耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について」

農地法第2条第1項の農地に該当しないので、ここに報告する。

令和4年12月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

この案件は、利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれると判定した農地について、農業委員会が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について決定するものです。非農地判断するものとして81ページからの12件がございました。地区ごとの内訳は、長洲地区3件、3筆、1,855㎡、宇佐地区8件、13筆、6,764㎡、院内地区1件、1筆、204㎡となっています。

以上で報告の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第21号から23号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。報告第23号について、当地区審議会において意見等が挙がっています。農地パトロールを行い、地権者等に注意をしても、耕作放棄状態が改善されない、対処してくれない、というケースがあります。本報告に挙がっている件については、生活道路に面しています。地域で草刈り等の対処をしましたが、地権者による管理が行われなため、時間の経過により元の状態に戻ってしまいます。そのため地域としては、地権者等の自主的な対応を促すため、地権者にペナルティを与えてほしい、との意見が出ています。地権者は何もせず、地域の努力により農地の状態に保たれたとしても、何のペナルティもないのはおかしいのではないか、と。放置して、非農地とするのはおかしいのではないかと。地域からは、ペナルティについて「条例で定めてほしい」との声も聞いていますので、ここで報告いたします。

議 長 ただいまの発言について、事務局は回答をお願いします。

事務局 長 ご意見ありがとうございます。ただいまご指摘の件については、当市のみならず、全国的な問題であると考えております。この問題を劇的に改善する手立てというのは、現実的に存在しないものと思われまます。しかしながら、現状、地域の方々の尽力があつて保全されている農地があるということはしっかりと認識しながら、具体的な方法として何ができるか、ということ、県の農業委員会事務局長会議等において、常々、問題提起している次第であります。今後も引き続き、ご指摘の点につきましては、各種会議において提言しながら情報収集し、解決に向けた新しい視点等ありましたら、こうした場でお知らせしていきたいと考えております。以上です。

久保田地区審会長 県で発言しているのはわかりましたが、農政課など市の他の部に相談しても対応してくれない状況がありますので、市として、何ができるのか検討していただきたい。マムシに噛まれるなど、実害も出ており地域から切実な意見が出ています。

事務局 長 はい。関係各課と今回の生活道路に関することも含め、相談してまいりたいと思います。

議 長 この件については、非農地化を認める農業委員会にも問題が起こる可能性があります。ほかの地域においても、特に道路端の農地が荒れてしまえば通行の支障はじめ、様々な問題が生じます。こうしたことについて、我々も真剣に考えていくべきだと思いますので、皆さんからも、良い解決の事例等あれば、こうした場で情報共有をお願いします。

ほかに発言があれば、挙手をお願いいたします。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月12月の令和4年度第9回定例総会は、令和5年1月5日木曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年12月5日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 川谷 正一 ⑩

署名委員 佐藤 俊徳 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。